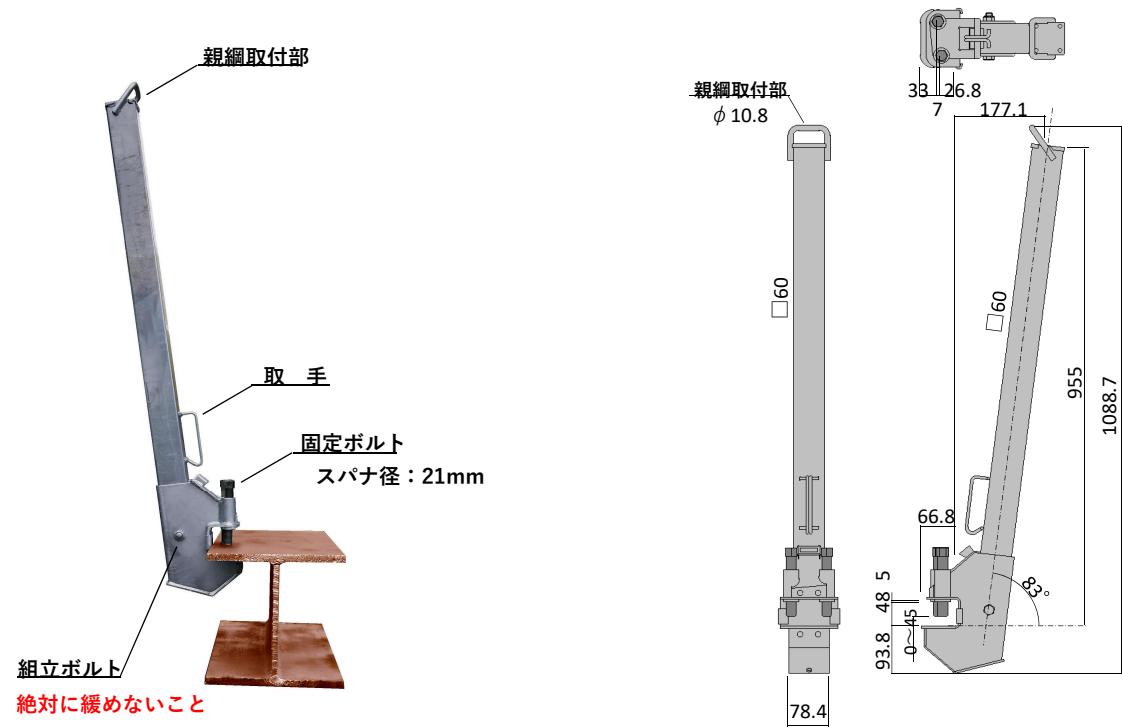


特長

- 2019/12/12改正の最新規格での認定合格品です。
- スチール製でも8.7kgと軽量です。
- 平行方向だけでなく直交方向でも使用できる兼用型です。
- 平行方向であれば、親網の連続設置が可能です。(単品承認取得)

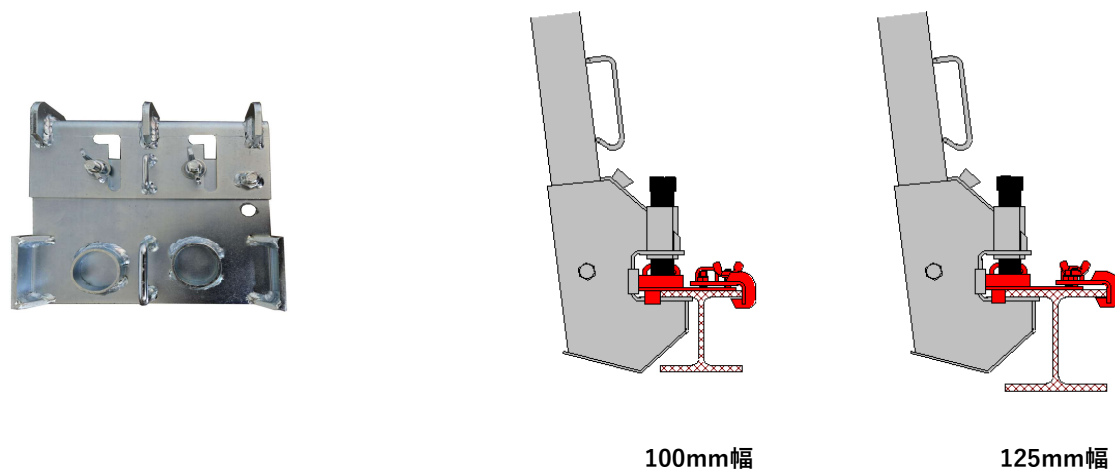
親網支柱 SK-920F 8.7 kg 仮設工業会認定品・仮設工業会単品承認取得

対応フランジ厚: 10~40 mm
 対応フランジ幅: 150 mm 以上
 * 100,125mmについてはアタッチメントで対応
 締付トルク: 6~9 kN・cm

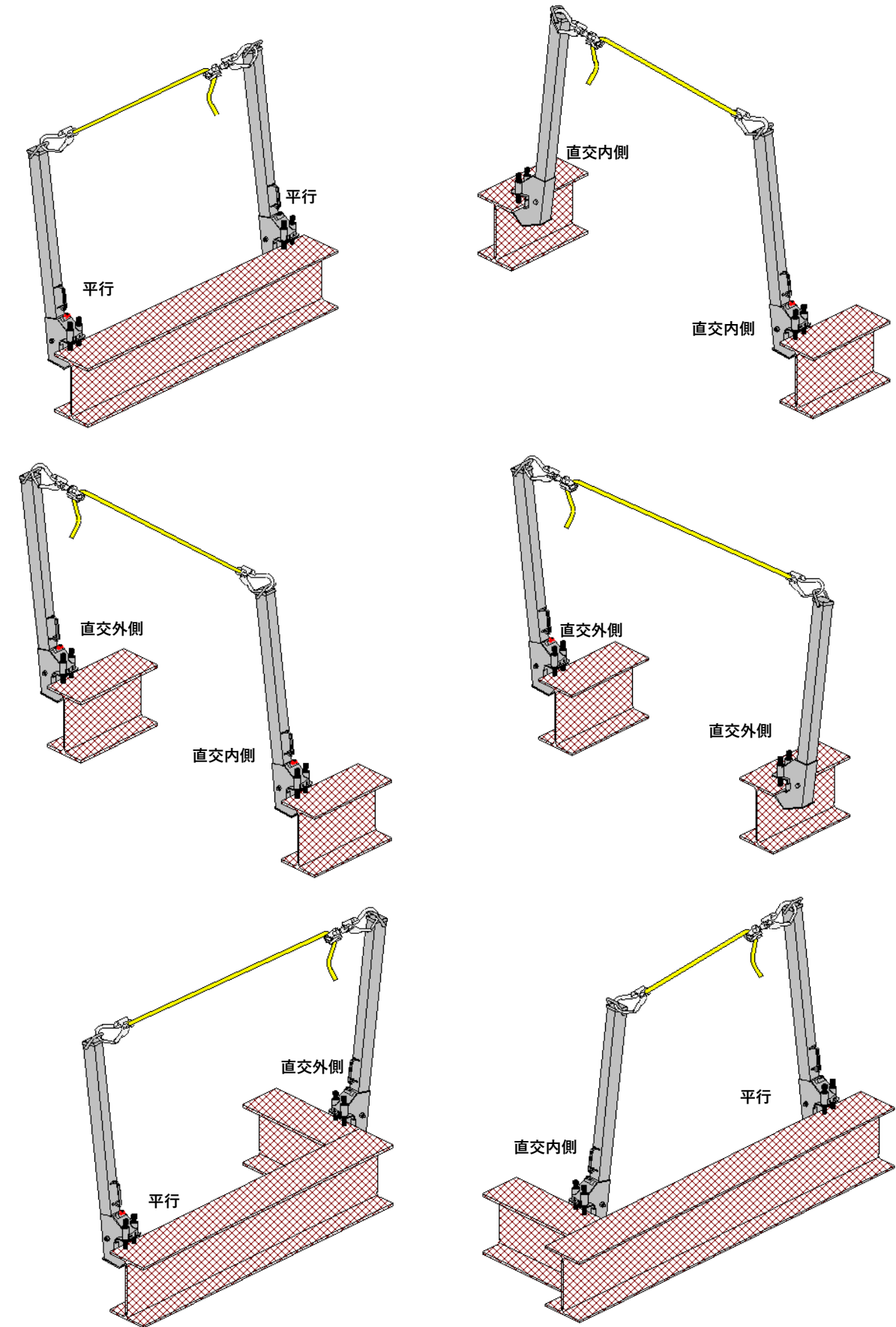


小幅H鋼用アタッチメント SK-10A 1.66 kg

親網支柱 SK-920F はフランジ幅150mm以上の使用です。
 このアタッチメントによりフランジ幅100mm、125mmで使用できます。



■ 兼用型ですので、下図のような組み合わせで使用可能です。

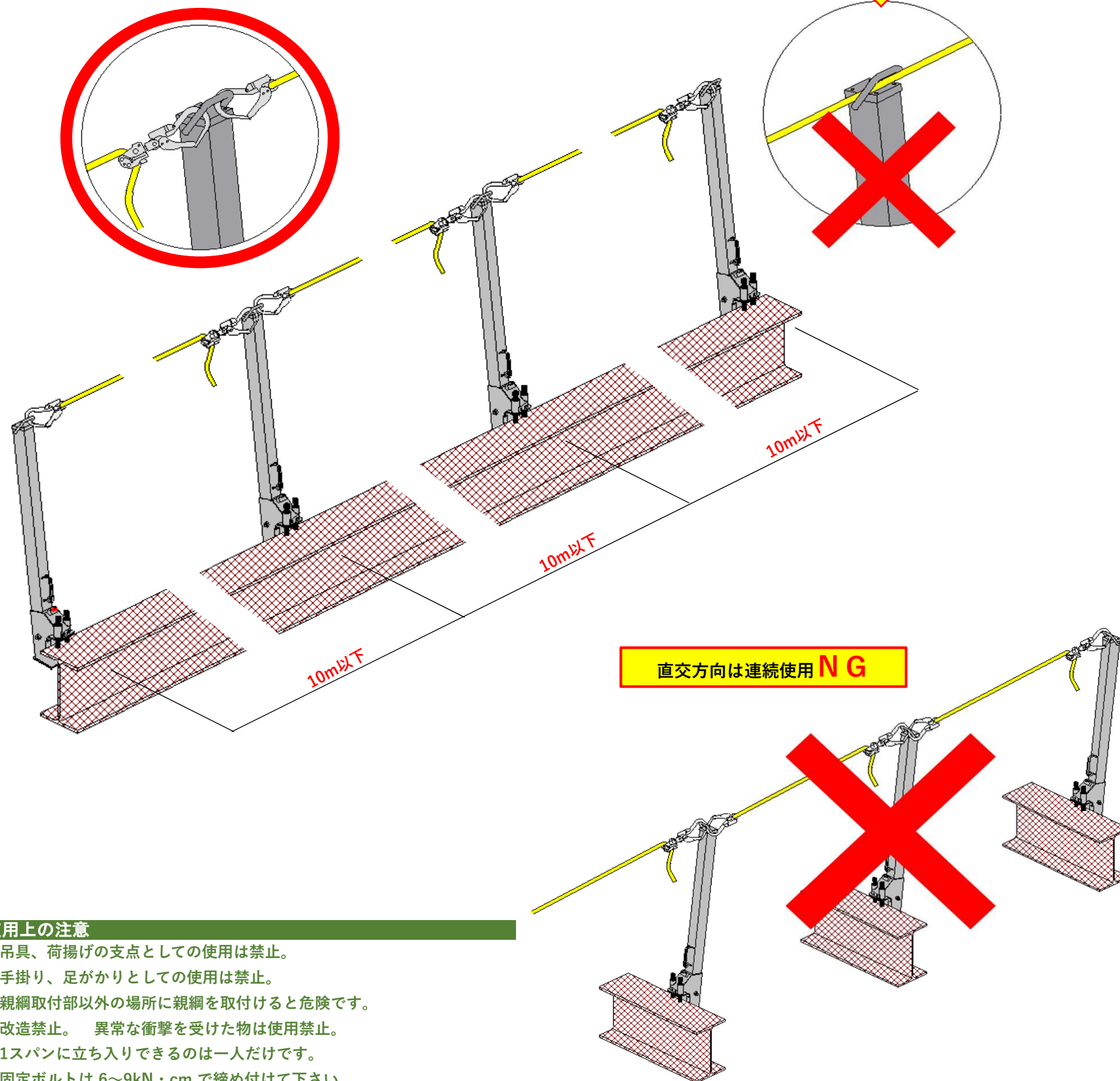


■ 連続使用可能

単品承認により平行使用時の連続使用が可能となっております。

各スパンは10m以下にしてください。

1スパンずつ親綱と、緊張器を使用して下さい。親綱を通過させての使用は危険です。



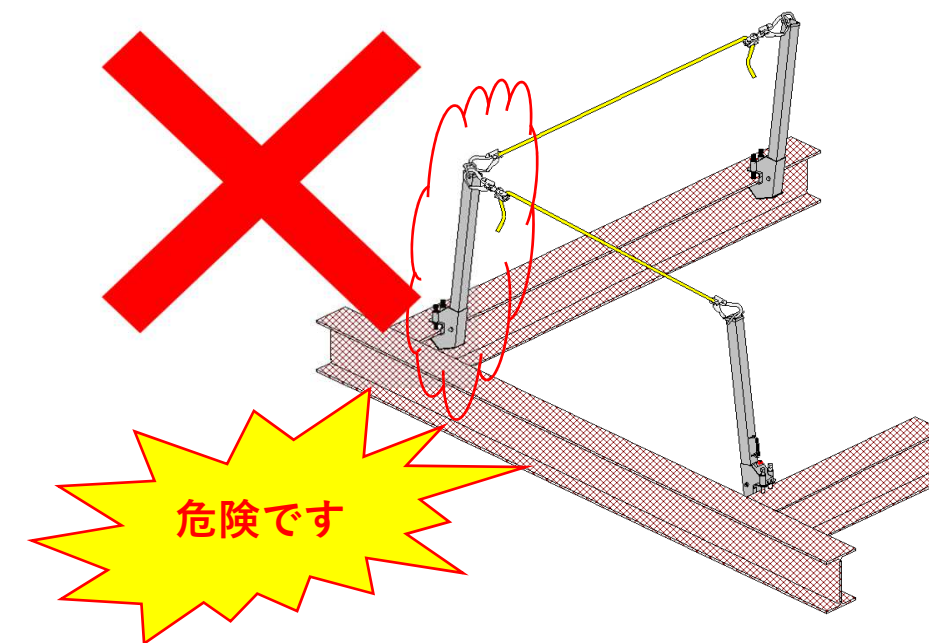
使用上の注意

- 吊具、荷揚げの支点としての使用は禁止。
- 手掛り、足がかりとしての使用は禁止。
- 親綱取付部以外の場所に親綱を取付けると危険です。
- 改造禁止。 異常な衝撃を受けた物は使用禁止。
- 1スパンに立ち入りできるのは一人だけです。
- 固定ボルトは 6~9kN・cm で締め付けて下さい。

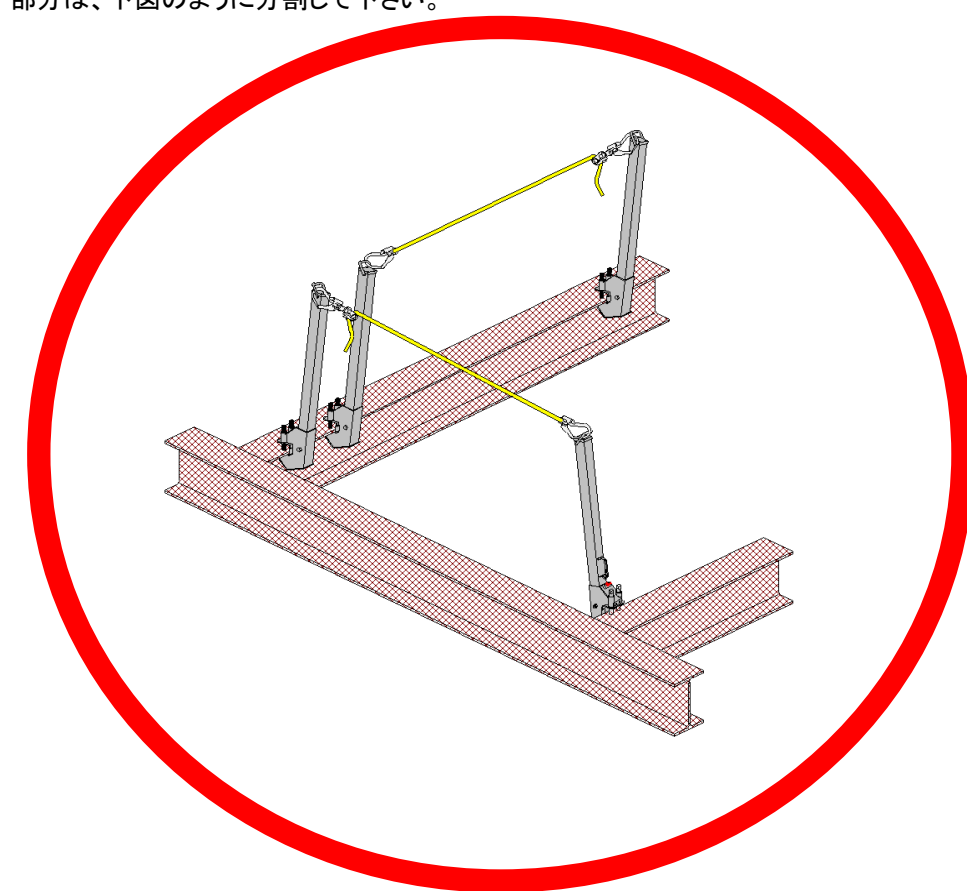
詳しくは取扱説明書をご覧ください

■ コーナー部の取付方法

1本の支柱でX,Yの2方向に親綱を張らないで下さい。
一方のスパンで落下事故があった場合、直交スパンの作業者が連鎖して落下する恐れがあります。
その場合、2人分の荷重に耐えられずに、支柱が脱落する恐れがあります。
これは、仮設工業会の使用基準でも禁止されています。



コーナー部分は、下図のように分割して下さい。



認定番号 2402-021001-56

認定合格証

親綱支柱(第1種兼用型)
SK-920F

上記の仮設機材は仮設機材認定規程第3条に基づく認定検査に合格したため同規程第7条により本証を交付する
なお、認定の有効期間は認定日より1年とする

認定日 2024年2月29日

江戸川機鋼株式会社 殿
(埼玉工場)

一般社団法人 仮設工業会
会長 豊澤 康男

試験番号 2402-021001-5601
発行日: 2024年2月29日

認定試験成績書

一般社団法人 仮設工業会

- 申請者 江戸川機鋼株式会社
- 工場名 埼玉工場
- 種類・型式及び数量 親綱支柱(第1種兼用型) SK-920F 12本
- 適用規格・基準 一般社団法人仮設工業会認定基準「親綱支柱・支柱用親綱・緊張器」
- 試験実施日 2024年2月13日
- 試験場所 東京試験所
- 試験結果

(1) 構造 認定基準「構造」に適合している。

(2) 強度等 認定基準「強度等」に適合している。

落下阻止性能試験 (締付けトルク: 6.00kN・cm)

| 供試体の取付方向 | 平行 | | | | | |
|--------------------|----|---|---|---|---|---|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 供試体組 No. | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 脱落の有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| ワイヤーロープの垂下量が2.1m以下 | 可 | 可 | 可 | 可 | 可 | 可 |
| 変形角度が45度以下 | 可 | 可 | 可 | 可 | 可 | 可 |

| 供試体の取付方向 | 直交 | | | | | |
|--------------------|----|---|---|----|----|----|
| | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 供試体組 No. | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 脱落の有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| ワイヤーロープの垂下量が2.1m以下 | 可 | 可 | 可 | 可 | 可 | 可 |
| 変形角度が45度以下 | 可 | 可 | 可 | 可 | 可 | 可 |

(3) 表示 認定基準「表示」に適合している。

8 特記事項 特になし

単品承認番号 23-03

単品承認証

下記の仮設機材は単品承認審査委員会における審査の結果下記の条件において承認することが適当と認められたので仮設機材等の安全性に関する単品承認規程第8条第2項により本証を交付する
本承認の有効期間は承認日より1年間とする

承認日 2024年2月29日

江戸川機鋼株式会社 殿
(埼玉工場)

一般社団法人 仮設工業会
会長 豊澤 康男

| | |
|------|--|
| 名称 | 親綱支柱(中間支柱) |
| 型式 | SK-920F |
| 使用場所 | 鉄骨梁のフランジ等に取り付けて使用 |
| 使用目的 | 水平親綱支柱システムにおいて、親綱支柱の親綱保持金具に、左右から連続して支柱用親綱を取り付ける際の親綱支柱(平行方向に限る) |
| 使用方法 | 定められた使用基準による |

試験番号 2402-021001
発行日: 2024年2月29日

単品承認試験成績書

一般社団法人 仮設工業会

- 申請者 江戸川機鋼株式会社
- 工場名 埼玉工場
- 種類・型式及び数量 親綱支柱(中間支柱) SK-920F 3本
- 承認番号 第23-03号
- 試験実施日 2024年2月13日
- 試験場所 東京試験所
- 試験方法
- 試験結果

10 試験方法図による。
なお、各試験の基準値については単品承認における「親綱支柱(中間支柱)」に定めた値を適用した。

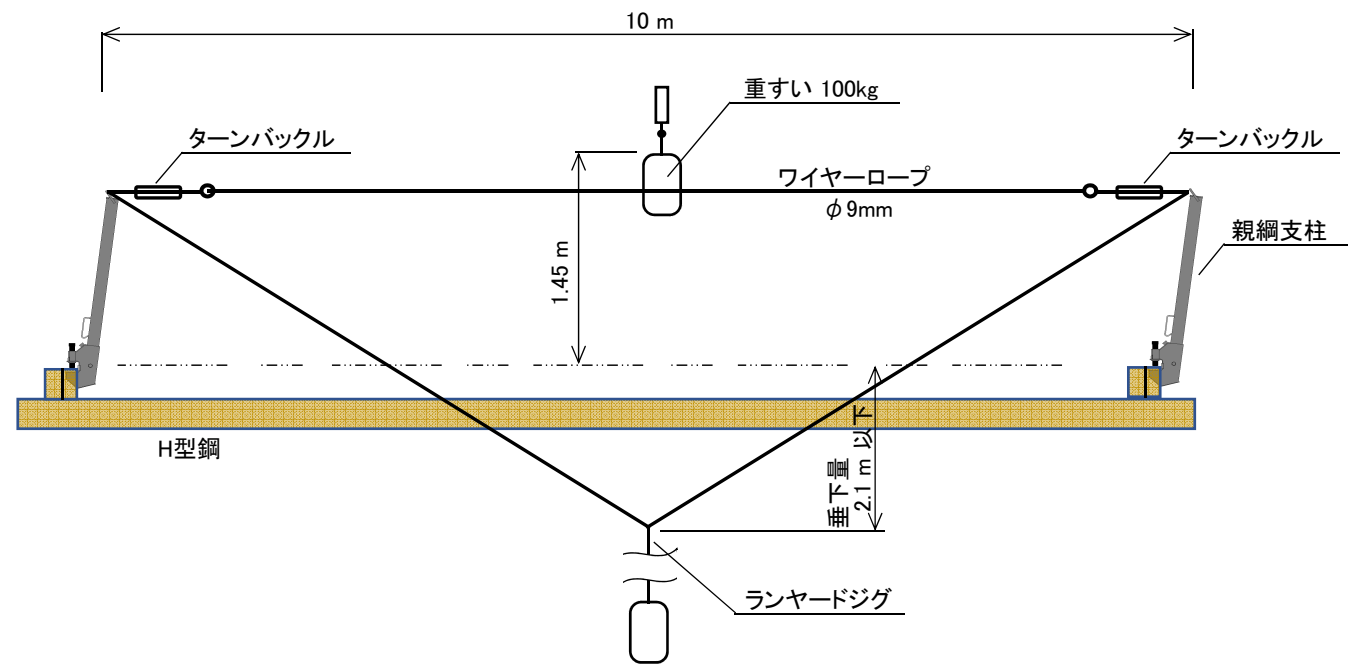
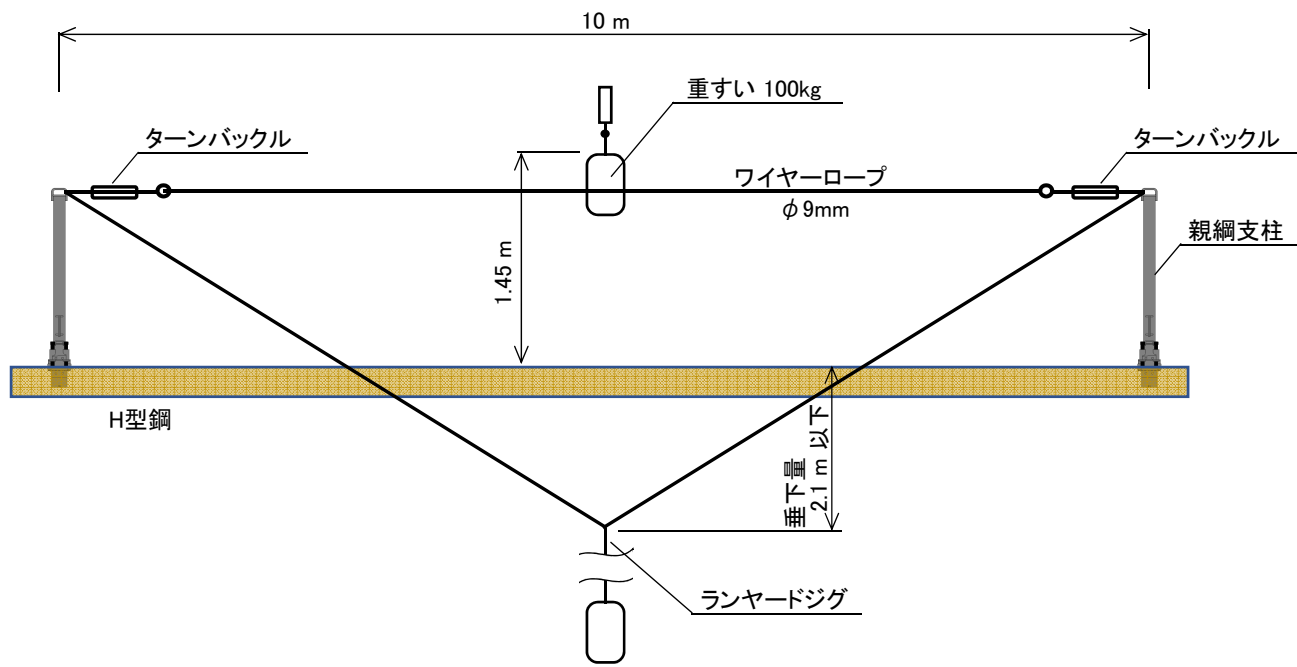
落下阻止性能試験

| 供試体 No. | 1 | 2 | 3 |
|--------------------|---|---|---|
| 脱落の有無 | 無 | 無 | 無 |
| ワイヤーロープの垂下量が2.1m以下 | 可 | 可 | 可 |

基準値

| | |
|-------|--|
| 脱落の有無 | 支柱が支柱固定ジグから脱落しないこと 親綱保持金具から親綱ジグが脱落しないこと |
| 垂下量 | 親綱ジグのH形鋼上面から、ワイヤーロープの垂下量が2.1m以下であること |

9 表示 単品仮設機材等の安全性に関する承認規定第11条に適合している。

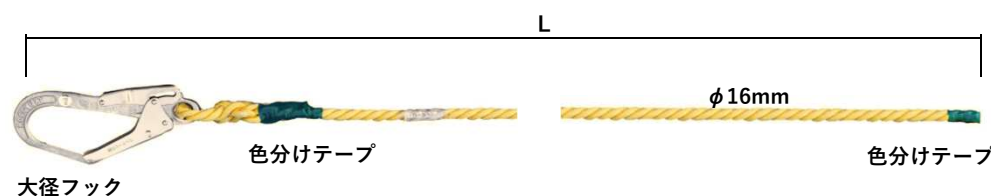


親 綱

仮設工業会認定品

綱 径： φ16mm

材 質： ポリエステル



| 品番 | 長さ | 重量 | 色分け |
|---------|------|--------|------|
| R16-6M | 6 m | 1.5 kg | 緑 |
| R16-8M | 8 m | 1.8 kg | 赤 |
| R16-10M | 10 m | 2.1 kg | グレー |
| R16-12M | 12 m | 2.4 kg | 青 |
| R16-15M | 15 m | 2.8 kg | 黒 |
| R16-20M | 20 m | 3.6 kg | オレンジ |
| R16-25M | 25 m | 4.3 kg | 茶 |

20m、25mは認定対象外です

■試験結果

(1) 支柱用親綱フックの引張強度試験

| 供試体No. | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------------|-------|---|------|------|------|
| 荷重11.5kN時の異常の有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| 強 度 (kN) | 21.4 | 21.6 | 20.6 | 20.8 | 21.1 |
| 認定基準による値 | 異常の有無 | 破断、又はその機能を失う程度に変形、損傷等がなく、かつ外れ止めの機能を維持すること | | | |
| | 強 度 | 14.0 kN 以上 | | | |

(2) 支柱用親綱ロープの伸び及び強度試験

| 供試体No. | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|------|------------|------|------|------|
| 伸び率 (%) | 7.8 | 7.6 | 7.9 | 7.6 | 7.8 |
| 切断荷重 (kN) | 39.6 | 40.9 | 39.5 | 40.2 | 39.6 |
| 認定基準による値 | 伸び率 | 10% 以下 | | | |
| | 切断荷重 | 23.0 kN 以上 | | | |

管 理

(1) 設置直後又は盛替え直後及び作業を開始する前に次の事項について点検を行い、異常を認めた場合は直ちに修正、補修又は取替を行うものとする。

- a. 支柱の支持物への取付部の異常の有無。
- b. 親綱の張り具合。
- c. 親綱保持部の異常の有無。

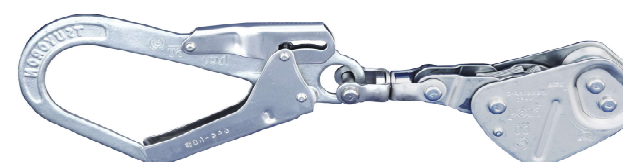
(2) 各構成部材は適正に経年管理を行うこと。

親 綱 緊 張 器

仮設工業会認定品

JK-F 1.1 kg

JK-M 1.1 kg



■試験結果

| 供試体No. | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|-----------------|---|------|------|------|------|
| JK-M | 荷重11.5kN時の異常の有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| | 強 度 (kN) | 16.3 | 17.4 | 17.1 | 17.1 | 16.3 |
| JK-F | 荷重11.5kN時の異常の有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| | 強 度 (kN) | 18.6 | 18.8 | 17.6 | 18.1 | 18.4 |
| 認定基準による値 | 異常の有無 | 緊張機能を維持すること(フック付きの場合は金具等に破断、又はその機能を失う程度に変形、損傷等がなく、かつ、外れ止め機能を維持すること) | | | | |
| | 強 度 | 14.0 kN 以上 | | | | |

仮設工業会の使用基準 (抜粋)

設置方法

- (1) 次の事項を点検し、異常のないことを確認する。異常を認めたときには使用しないこと。
 - a. 各部材の変形、摩耗の有無。
 - b. 親綱支柱の取付金具等の取付部の作動の異常の有無。
 - c. 緊張器の機能の異常の有無。
- (2) 親綱支柱の取付けは、鉄骨梁、H型鋼のフランジ等の支持物に取付金具等の取付部で確実にすること。
- (3) 親綱は次に掲げるものとする。
 - a. 次のいずれかに該当し強度等の確保が困難であるものは、親綱として使用しないこと。
 - (a) ロープに切り傷等の損傷があるもの。
 - (b) 著しい摩耗又は溶断等の損傷のあるもの。
 - (c) 親綱として使用中、落下衝撃を受けたもの。
- b. 親綱の末端は、専用の緊張器を用いること。
- (4) 緊張器等は、次によるものとする。
 - a. 緊張器の取付けにシャックル等を使用する場合は、JIS適合品を使用すること。
 - b. 緊張作業のときに作業者が危険な位置とならないところ、また墜落制止用器具を使用するときに邪魔にならないところに取付けること。
- (5) 支柱のスパン等は、次によるものとする。
 - a. 支柱のスパンは10m以下とする。
 - b. 支柱を設置した作業床と、衝突のおそれのある床面または機械設備等との垂直距離を6.75m以上とすること。
- (6) 親綱は緊張器等を用い支柱の所定の位置にたるまない程度に張ること。

使用方法

- (1) 墜落制止用器具は、安全性の確認された物を用いて、墜落制止用器具のランヤードの長さを1.7m以内にして使用すること。
- (2) 1スパン1人で使用すること。
- (3) メーカー等により定められた方法に従い使用すること。
- (4) 親綱支柱に直接ランヤードのフックを掛けたり安全ブロックを取付けての使用は安全性が確認されている場合を除き行わないこと。
- (5) コーナーに使用する支柱には平行方向と直交方向の2本の親綱を同時に取付けないこと。